

役員等報酬規程

平成30年6月13日施行

社会福祉法人

新柏会



(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新柏会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程の定めに準ずる額
- (5) 常勤役員等が会議に出席又は職務のため出張したときは、旅費規程に定める旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が会議に出席又は職務のため出張したときは、旅費規程に定める旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が第3条第1項に定める別表1の額を超えない範囲内において、役員報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日及び金融機関の休業日の場合はその前日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

- 第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 附 則 この規程は、平成 30 年 6 月 13 日開催の定時評議員会終結の時より施行する。これに伴い、従前の「社会福祉法人新柏会役員報酬規程」は廃止する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬上限
理事長	月額 1,500,000円以内
副理事長	月額 1,000,000円以内
理事	月額 800,000円以内

別表2（常勤役員等の賞与）

支給時期	支給上限
6月の賞与	報酬月額×2か月分
12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表3（常勤役員等の退職金算定式）

$$\text{退職金上限額} = \text{最終報酬月額} \times \text{在任年数}$$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。1か月未満は1か月に切り上げる。ただし、在任期間が3年に満たないときは支給しない。

別表4（非常勤役員等の報酬）

対象者	支給対象業務等	日額
評議員	評議員会等会議への出席	5,000円
理事	理事会等会議への出席	5,000円
監事	理事会等会議への出席	5,000円
監事	監事監査等への出席	38,000円
評議員・理事・監事	上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000円

(以下余白)